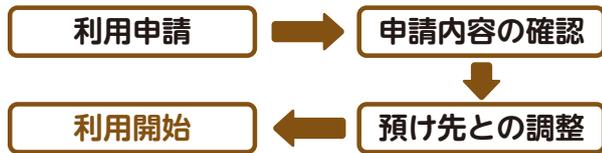


どうやって利用するの？

『こどもショートステイ』を利用するには、所定の申請書での事前申請が必要です。

利用までの流れ



利用申請の際にはこども相談室で、申請書の内容を確認するほか、理由の詳細やお子さんの状態、アレルギーの有無など、預け先で必要な情報を聞き取ります。

その後、預け先と利用する方との連絡調整を行い、お互いを紹介した上で利用開始となります。
※預け先の状況によっては、利用希望の日に利用できないことがあります。

●利用料 (子ども1人1日当たり)

お子さんの属する世帯	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯 市道民税非課税のひとり親世帯	無料	無料
市道民税課税のひとり親世帯 市道民税が非課税の両親世帯	1,100円	1,000円
市道民税課税の両親世帯	5,350円	2,750円

利用日数や、預かるお子さんの人数も預け先の状況を確認しながら、相談に応じます。

相談の際には、利用される方の事情に寄り添い、できるだけ利用される方の希望に添った形で調整を進めていきますので、お気軽に相談してください。

どんなに忙しくても、また、子育てに疲れていても「預け先がどんなところか分からなくて不安」「短い間でも、自分の子の養育を他人に任せるなんて」など、いろいろな不安や抵抗感があると思います。

現在では、核家族化や高齢化の進展、ライフスタイルの変化などで地域のつながりが希薄となり、子育てや子どもの成長に必要な『人との関わり』が少なくなっていると言われていたことから、国や自治体、地域など、子どもや親を取り巻く社会全体で子育てを応援し、支えていくことが求められています。

自分一人だけでの対応が難しいと感じるときには周囲へ協力を求めたり、支援・サービスを探して利用したりすることが本当に大切なことですし、決して無理をせず、相談をしてほしいと思っています。

今号で紹介した『こどもショートステイ』が、皆さんの子育てを支援するための一助になればと願っています。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ こども相談室 (☎⁰⁵6677・休日、夜間☎⁰⁵2111)

ほかにもある『預かり制度』のご紹介

ファミリーサポートセンター

「子どもを預かってほしい」という保護者のニーズに応え「子育ての支援をしてほしい」という方が会員になって、地域ぐるみでの子育てを応援する事業です。

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ こども家庭グループ
(☎⁰⁵1078)



一時預かり・こども誰でも通園制度(仮称)

保育所や幼稚園などに通っていない小学校入学前の子どもの対象に、さまざまな預かり事業を実施しており、10月からは登別カトリック聖心幼稚園で一時預かり事業を、登別立正学園で『こども誰でも通園制度(仮称) 試行事業』を始めました。

冠婚葬祭や育児疲れなどでお子さんを預けたいときにぜひご利用を検討ください。

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ こども育成グループ
(☎⁰⁵5634)



空 売 相 リ 解 片
き 却 続 フォーム 体 付け

住まいのお困り事ご相談ください

相談は無料です! お気軽にご相談ください

相談アドバイザー常駐日
金・土・日 10-15時
祝日・お盆・年末年始を除く

家のおてつだい
アーニス1階 電話 83-7502

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会
弁護士 本間 寛菜 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

<http://noboribetsu-law.jp/>

相談は要予約 **0143-83-7381** 月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メール:ベツ・ワン303号

11月は『秋のこどもまんなか月間』です

『こどもショートステイ』をご紹介します

皆さんの家庭でお子さんを育てている中では、「急な出張が入ってしまったけど、子どもの預け先がない」「入院と言われてしまった。子どもたちをどうしよう」など、不測の事態に見舞われることも多いのではないのでしょうか。

また、「子どもがなかなか言うことを聞かず、手を上げてしまいそう」「子どもにイライラして叱りすぎ、対応に疲れてしまった」など、休息が必要だなと感じたことはありませんか。

今号では、子育て中の保護者への支援として、本市が実施する『登別市こどもショートステイ事業（こどもショートステイ）』を紹介します。

こどもショートステイとは？

18歳未満のお子さんを養育している保護者が、病気や入院などの理由で家庭でのお子さんの養育が一時的に困難となったときに、お子さんを市で委託している児童養護施設や里親宅で、一時的にお預かりして養育し、お子さんの健全な育成とその家庭の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

国の『子育て短期支援事業』を基に制度を作り実施しています。

どんな人が利用できるの？

こどもショートステイは、次のような理由でお子さんの養育が一時的に困難となったときに利用できます。

- ① 保護者が疾病や出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張などの理由で、ほかに預ける人がいないとき



- ② 保護者がお子さんの育兒不安や育兒疲れを抱えていたり、慢性疾患児などの看護疲れがあるとき



- ③ その他、これらの理由に類すると福祉事務局長が認めるとき

※お子さんや家庭の事情に応じて相談をお受けします。「日帰りができなくて何日間かお願いしたい」など宿泊を伴う預かりにも対応できますので、まずはご相談ください。

預け先はどんなところ？

児童養護施設 わかすぎ学園（室蘭市）

児童福祉法に基づく入所施設で、さまざまな事情で家庭では養育することが困難な子どもたちをサポートする専門職のスタッフが常駐しサービスを提供します。

市内在住の里親宅

平成28年6月の児童福祉法改正で家庭養育優先の原則が規定され、国や地方公共団体は、家庭と同様の環境での養育を推進することとされたことから、令和元年度からわかすぎ学園での預かりに加え、里親宅での預かりの体制を設けました。

さまざまな子どもの養育を担ってきた経験豊かな里親宅で、より家庭的な預かりを提供します。

※お子さんの性格や行動は一人一人違いますし、「家では言うことを聞かないが、外ではおとなしい」など、状況によって変わるところもありますので、どのような預かりが適当なのか、相談しながら預け先を決めることも可能です。

【用語解説】 児童養護施設と里親

《児童養護施設とは》

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整などを行いつつ養育を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援する機能を持ちます。

児童養護施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、施設の入所手続きは、都道府県などに設置されている児童相談所が公的責任のもとで行っています。

《里親とは》

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

里親とは『保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者』です。

里親になるには、管轄の児童相談所にて説明を受けた後、所定の研修や家庭環境の調査などを経て、里親としての登録を受けなければなりません。

要保護児童を養育する『養育里親』のほか、養子縁組によって養親となることを希望する『養子縁組里親』など、いくつかの種類があります。